

制限措置の緩和(日本を含む入国制限の緩和等)及び延長(周辺国との国境閉鎖等)

2020年5月30日

在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ政府が発表した、新型コロナウイルス感染症防止対策の緩和措置及び制限措置の延長は次のとおりです。

1 日本を含む29か国に対する入国許可(6月15日)

ギリシャ観光省は、6月15日から日本を含む29か国に対し、航空機での観光や短期出張(短期滞在)を目的とする者の入国を許可すると発表しました。ただし、入国者の一部の方は、空港においてサンプリング検査を受けることになります。

該当国はアルバニア、豪州、オーストリア、北マケドニア、ブルガリア、ドイツ、デンマーク、スイス、エストニア、日本、イスラエル、中国、クロアチア、キプロス、ラトビア、レバノン、リトアニア、マルタ、モンテネグロ、ニュージーランド、ノルウェー、韓国、ハンガリー、ルーマニア、セルビア、スロバキア、スロベニア、チェコ、フィンランドです。

なお、海外からの入国時の14日間行動制限措置については、後日、公式発表等により詳細が判明次第、お知らせします。

2 小学校、幼稚園、保育園の再開(6月1日)

1クラス15人までとし、必要に応じて1日おきに登校する等の措置がとられる。

3 ギリシャ開発・投資省が発表した6月1日より再開する企業等

- (1) 通年営業の宿泊施設全般
- (2) キャンプ場
- (3) ケータリング
- (4) 夏期営業の映画館
- (5) スポーツ施設の売店及びカフェテリア
- (6) 図書館、資料館
- (7) ゴルフ・ミニゴルフ場

- (8) プール施設
- (9) 結婚式場等の会場施設
- (10) 結婚相談・斡旋サービス
- (11) マッサージ店, タトゥ店
- (12) 文化団体(但し, イベントの実施を除く)
- (13) 日曜市場, 縁日市場

4 周辺国との国境閉鎖, 航空機運航制限措置の延長(6月14日まで)

5月29日, ギリシャ政府は新型コロナウイルス感染症対策として, 英国, オランダ, イタリア, スペインとの航空機・船舶の運航制限措置の期間を6月14日24時まで延長すると発表しました。

なお, 以前にもお知らせさせていただきましたが, トルコ, アルバニア, 北マケドニアについては既に6月14日までの国境封鎖, 航空機船舶等の運航制限がかけられています。

ギリシャや周辺国への渡航を予定されている方におかれましては, 引き続き最新の運行状況等の収集に心がけてください。